(４ページ目)

２、サービス内容の拡充が行われました

１、保育所とう訪問支援の支援対象の拡大

改正内容

保育所などの施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行うサービスである「保育所とう訪問支援」について、訪問先の対象が、保育所、幼稚園、小学校等のほか、乳児院、児童養護施設にも拡大されました。

２、重度訪問介護の訪問先の拡大

改正内容

重度訪問介護を利用している障害支援区分６の障害者について、入院または入所中の病院、診療所、助産所、介護老人保健施設または介護医療院においても、病院の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援を基本とした重度訪問介護の利用ができるようになりました。

３、日中サービス支援型グループホームの創設

改正内容

障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として日中サービス支援型グループホームが創設されました。

４、補装具利用の仕組みの変更

改正内容

補装具は、身体障害者のしんたい状況に応じて個別にしんたいへの適合を図るよう製作されたものを基本としており、購入が原則となっています。

改正障害者総合支援法では、借受けが適当と認められる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象となりました。次のような場合には、借受けによる支給決定が可能となります。

ア、しんたいの成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合

イ、障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

ウ、補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

借受けを希望される場合は、お住まいの市町村の窓口にご相談ください。

**３８３文字**